

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年10月30日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000186号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2000033号

## 第1 結論

平成11年4月から同年7月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年4月から同年7月まで

私の妻は、夫婦二人の国民年金保険料をA市の集金人に納付していた。一時期、口座振替を利用して期間もあったが、いずれにしても妻が二人分の保険料を一緒に納付していたので、絶対にずれはないはずである。請求期間の保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間の保険料を納付したとする請求者の妻は、夫婦二人分の保険料を一緒にA市の集金人又は口座振替により納付した旨陳述しているところ、国民年金受付処理簿により、請求者の妻の国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)は、請求者と連番で払い出されていることが確認でき、オンライン記録によると、請求期間に係る妻の保険料は納付済みである。

また、A市は、請求期間当時、主に現年度保険料が未納となっている被保険者宅を訪問し、保険料徴収等を平成13年度まで実施していたと回答していることから、請求者の現年度保険料について、納付の確認ができていないことにより、市役所職員等が請求者宅を訪問していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者に国民年金番号が払い出されて以降、請求期間のほかに19箇所もの未納期間があることが確認できる上、請求者の妻の平成11年4月分の保険料は平成12年3月に、平成11年5月から同年7月までの間の保険料は平成12年4月に納付されていることが確認できることから、請求期間については、口座振替で保険料を納付していないことが推認できる。

また、請求期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、当該期間に係る年金記録の管理について過誤が生じる可能性は低い。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000187号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2000034号

## 第1 結論

昭和49年4月から同年6月までの請求期間、昭和49年10月から昭和50年3月までの請求期間、昭和61年11月、同年12月、平成元年3月、平成2年7月及び平成5年12月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和49年4月から同年6月まで  
② 昭和49年10月から昭和50年3月まで  
③ 昭和61年11月及び同年12月  
④ 平成元年3月  
⑤ 平成2年7月  
⑥ 平成5年12月

私は、夫婦二人の国民年金保険料をA市の集金人に納付していた。一時期、口座振替を利用していた期間もあったが、いずれにしても二人分の保険料を一緒に納付していたので、絶対にはずれはないはずである。請求期間の保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、夫婦二人分の保険料を一緒にA市の集金人又は口座振替により納付した旨陳述しているところ、国民年金受付処理簿により、請求者及びその夫の国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)は、昭和43年頃に連番で払い出されたことが確認でき、オンライン記録によると、同年4月から昭和49年3月までの期間の保険料は、夫婦ともに納付済みであること及び請求期間①から⑥までの期間については、請求者の夫の保険料は納付済みであることが確認できる。

また、A市から昭和45年6月5日に発行された「市のお知らせ」によると、集金納入制度をやめ、自主納付制度に改め、金融機関等で納付するための納付書を送付する旨の記載があるものの、A市は、昭和45年7月に自主納付制度に切り替わった後も、主に現年度保険料が未納となっている被保険者宅を訪問し、保険料徴収等を平成13年度まで実施していたと回答し

ていることから、請求者の現年度保険料について、納付の確認ができていないことにより、たびたび市役所職員等が請求者宅を訪問していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者に国民年金番号が払い出された昭和 43 年 4 月以降の期間において、請求期間のほかに 20 か所もの未納期間があることが確認できる上、請求期間は昭和 49 年から平成 5 年にかけて 6 か所に渡り、同一人に対して、行政側の記録管理に多数の不備があったとは考え難く、昭和 63 年 4 月から平成 6 年 11 月までの期間については、主に口座振替で保険料を納付していたことがうかがえるものの、請求者が納付を行ったとする金融機関は、請求期間に係る取引記録については保存期限経過のため提供することができない旨回答していることから、請求期間の保険料が納付されていたことを確認することができない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。